

多賀城市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市農業委員会委員長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年7月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
農業委員会事務局
- 2 監査結果の報告日
令和4年6月24日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和4年7月7日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和4年6月7日
- 3 監査対象部署 農業委員会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りがあった。	令和4年6月30日付で訂正について総務部へ依頼済。 今後の対策として、複数で確認を行い誤りを防止する。